

扱い	テレビ・ラジオ	解禁日等は特にありません
	新聞	解禁日等は特にありません

『第3回 遠賀川河口域利用対策協議会』

～ 第2期重点的撤去区域(不法係留船45隻の強制区域)を設定します。～

平成24年2月13日

国土交通省

遠賀川河川事務所

昨年2月に、『遠賀川河口域利用対策協議会』の意見を踏まえ、国土交通省九州地方整備局と福岡県の連名による『遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書』の策定をいたしました。

この計画に基づき、九州初となる『第1期 重点的撤去区域』を遠賀川砂浜と西川高水敷に設定し、秩序ある河川利用に向けての対策を進めているところです。その結果、遠賀川河口域全体で、昨年度に比べ約140隻の船舶が減少したことが確認されました。

そこで、さらに秩序ある河川空間を確保するため、国管理である西川（島津橋上流域）と福岡県管理である吉原川・戸切川の水面を『第2期重点的撤去区域』とし、積極的に不法係留船対策を進めていくことを考えております。そのため、平成24年2月17日に学識経験者・地元自治体代表・警察・河川管理者（国・県）で構成される『第3回 遠賀川河口域利用対策協議会』を開催し、協議会からの助言を踏まえ『第2期重点的撤去区域』の公示・設定を実施していく予定です。

つきましては、報道関係の方々にも『第3回 遠賀川河口域利用対策協議会』にご参加いただき、不法係留船対策についてご理解いただくとともに、検討内容を広く市民の方々に周知していただきたくお知らせする次第です。

記

1. 日時 平成24年2月17日（金） 14:00～
2. 場所 遠賀川河川事務所 4階会議室（直方市溝堀 1-1-1）
3. 議題
 - (1)不法係留船対策に係る経緯と計画の概要について
 - (2)第1期重点的撤去区域の公示後の対策と不法係留船の実態調査結果について
 - (3)第2期重点的撤去区域の公示と平成24年度以降の対策について
 - (4)その他

【この記者発表に関する問い合わせ先】

国土交通省 遠賀川河川事務所
TEL 0949-22-1830

占用調整課 課長 高橋(内線 341)
係長 松村(内線 342)

～ 参 考 ～

①遠賀川河口域利用対策協議会とは

国土交通省 河川局（現在：水管理・国土保全局）からの通達を踏まえ、行政手続きに則り設置された協議会。メンバーは、学識経験者・地元自治体代表・警察・河川管理者（国・県）で構成されている。

この協議会からの助言を受け、河川管理者が不法係留船対策に係る計画を推進することとしている。

－開催経緯－

第1回 平成22年9月16日

第2回 平成23年1月26日

第3回 平成24年2月17日（予定）

②遠賀川下流部利用者会議とは

上記で設けられた遠賀川河口域利用対策協議会には、地元住民や水面利用者が含まれないことから、地域の意見を聴く仕組みとして、遠賀川下流部利用者会議を設置。

－開催経緯－

第1回 平成22年11月25日

第2回 平成23年12月15日

※なお、『遠賀川下流部利用者会議』は、以前、名称を『西川利用対策会議』として平成21年から開催し、地元住民や水面利用者らとの意見交換の場としてきました。平成22年に『遠賀川河口域利用対策協議会』が設置されたことから名称を変更しています。

－西川利用対策協議会 開催経緯－

第1回 平成21年 5月27日

第2回 平成21年 8月26日

第3回 平成21年11月13日

第4回 平成22年 3月11日

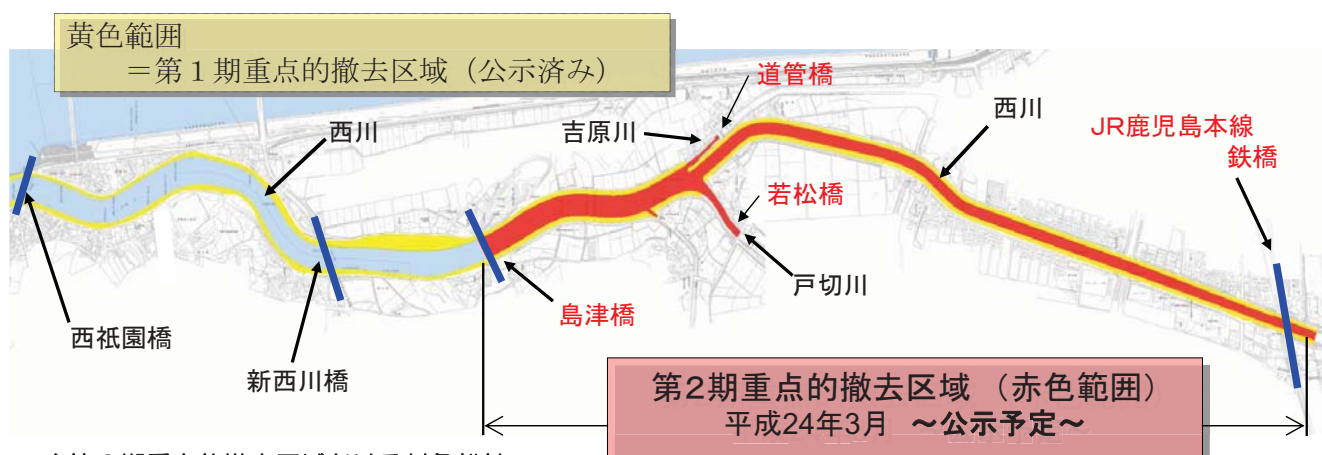
第5回 平成22年 6月23日

第3回 遠賀川河口域利用対策協議会 (補足資料)

1. 公示を予定している

第2期重点的撤去区域について

(1) 第2期重点的撤去区域の範囲 (延長約4km 対象船舶45隻)



◇第2期重点的撤去区域における対象船舶

- ・西川 (国管理河川) = 島津橋下流端～JR鹿児島本線鉄橋上流100mまで 対象船舶数=40隻
- ・吉原川 (県管理河川) = 西川合流点から道管橋下流端まで 対象船舶数=2隻
- ・戸切川 (県管理河川) = 西川合流点から若松橋下流端まで 対象船舶数=3隻

合計 45隻

平成23年9月における係留船舶数

(2) 第2期重点的撤去区域における対策について

【 実施済 】

平成23年7月（第2期重点的撤去区域に係留している船舶対象）

→ 第2期重点的撤去区域設定を予定していることの周知

平成23年9月（第2期重点的撤去区域に係留している船舶対象）

→ 第2期重点的撤去区域設定を予定していることの再周知

【 予定 】

平成24年3月

→ 第2期重点的撤去区域設定の**公示(国と県の連名)**

→ 河口域の不法係留船**全船舶**に公示情報を周知

平成24年4月から

→ 第2期重点的撤去区域における**規制措置の強化**

◆ 県管理河川区域も含むことから、国と県との連携により対策を実施